

江府町条例第12号

江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正をここに公布する。

令和6年9月27日

江府町長 白石祐治

江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

江府町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年江府町条例第22号)を次のとおり改正する。

改正後	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)内において過疎地域に係る同法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって江府町が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された同条第4項第1項に規定する産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。)をした者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定め、もって町内産業の活性化を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)内において過疎地域に係る同法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1項に規定する産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備の取得等(法第23条に規定する取得等)に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定め、もって町内産業の活性化を図ることを目的とする。</p>
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域内において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受ける設備(以下「設備」という。)を取得等(法第23条に規定する取得等)した者に課する当該設備を構成する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税については、新</p>

それぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税については、新たに固定資産税を課することとなつた年度以降3年度間の各年度において課する固定資産税に限り、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定により固定資産税を課さない。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業又は農林水産物等販売業 500万円

たに固定資産税を課することとなつた年度以降3年度間の各年度において課する固定資産税に限り、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定により固定資産税を課さない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、令和6年4月1日以後この条例の施行日前に同条に規定する特別償却設備の取得等をした場合についても適用があるものとする。